〔禁秘御抄上〕賢所

自一條院御時、十二月有御神樂、但多隔年行之、近代每年有之、新所之時或被行之、又有臨時御神樂例、壽永大亂之時御西海、經三年還洛之時、有三夜神樂、是別例也、即位始供神物四十合、自內藏寮進之、每月一日神供廿合也、自臺盤所紙二帖、內藏寮絹五匹、幣料串八筋、黑塗平紋也、又如墨筆自納殿進之、薄樣同奉之、

〔禁秘御抄楷梯上〕賢所　按○略中十二月御神樂事、一條院御宇始之、後朱雀院長久比、每年被行之、但其後又每年不行之、自白河院承保年中以後、每歲末被行之歟、

〔公事根源下〕內侍所御神樂○十二月

主上行幸あり、先典侍掌侍まゐる、すけはわらは二人に木丁をさゝす、內侍所に行幸なりぬれば、御拜、刀自祝詞など申、此間所作人、南殿の西のかたにて物の音あはす、內侍所のまへに主殿寮幔を引て、官人庭燎をたく、本末の座二行にまうけたり、近衞の召人うしろにあり、人長するにより座なり、次第に座につく、人長すゝみてひざつきなどしかせ、鳴高などいましめて次第にめす、笛篳篥本末の歌和琴、次第にひざつきにつきてつかうまつる、人長おほするにゑたがひて、笛和琴拍子木にさぶらふ、末のひやうしひちりきは末につく、和琴は位によらず本の座の上に着す、鈴鹿を給ふ故とかや、よりあひ庭火もとすゑはてゝ、人長かへり入、採物はてゝ韓神の拍子あげて後、人長たちてかなづる、其後勸盃あり、から神はてゝ、又すゝみて才のをのこめす、各座の末よりすゝみてひざまづきてかへりつゝ、薦まくらより千歲早歌などはてぬれば、星おほせらる、笛ひちりき音とりて星三首はてゝ、朝倉其駒をうたふ常のごとし、祿を給ふ、臨時の御神樂は秋の末に行るれば、名は臨時なれど、今はさだまれることに成たり、公卿の所作也、御所作などある時は、星をおほせらるゝ時御簾をうごかさる、御笛なればやがてねとりにて仰らるゝも便あり、臨時